

工事着工後の申請は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎85-6140

## ☐子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金

対象	住宅（新築）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助
補助金額	◇若者世帯…60万円（世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円（町内に転入する世帯員全員50歳未満の夫婦もしくは親と子の世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します。 ※町税などの滞納がないことが要件となります。 ※中古住宅の場合は対象外となります。

## ☐若者向けアパート供給支援事業補助金

対象	賃貸住宅（新築）
事業内容	若者の人口流出の抑制や町内への移住促進を図ることを目的として賃貸住宅の建設を促進するため、町内に賃貸住宅を整備する個人や法人に対する補助
補助金額	1戸あたり50万円、または工事費の10%のいずれか低い額とし、500万円を上限とする。

## ■町産材等木造建築推進事業

町内の森林資源の循環を促すため、町産材等木造建築推進事業に取り組みます。この事業は白鷹町商工会が事業主体となって行うもので、町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

区分	新築	増・改築、修繕など
対象物件	附属建物（車庫、作業所および物置） 町産材を1㎡以上利用する住宅・店舗	住宅、店舗、附属建物（車庫、作業所および物置）
対象工事	全体工事費のうち、木工事が25%以上または100万円以上のこと	
対象工事金額の下限	30万円以上の対象工事	
施工業者	町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること	
申請者（施主）の要件	■白鷹町内に住所を有する者 ■町税などの滞納がないこと	
支援内容（補助額）	工事費	工事費の10%以内（上限10万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費	上限30万円（附属建物は上限20万円）   上限10万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	

## ■省エネ住宅促進事業

温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止を推進するため、省エネルギー性能の高い新築住宅（新築建売住宅の購入も含む。）への支援を実施します。事業主体は白鷹町商工会で、町内の施工業者が新築工事を行う木造住宅が対象となります。【問い合わせ】白鷹町商工会 ☎85-0055

対象物件	住宅の省エネルギー性能が確認できる認定証等（やまがた省エネ健康住宅、建築物省エネルギー性能表示制度 他）の交付を受けた新築の木造住宅
対象期間	住宅の引き渡しまたは認定証等の交付のいずれか遅い方が令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間に行われること
申請者（施主）の要件	・白鷹町内に住所を有する（または年度末までに住所を異動することを確約する）方 ・町税などの滞納がない方 ・町内に本人が居住する戸建て住宅であること
施工業者	白鷹町商工会員であり、かつ施工が可能な業者
支援内容	1件あたり30万円（定額）

# 令和6年度 住宅関連の施策

## □住宅リフォーム支援事業

令和6年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要

	対象工事	補助率・上限		
		世帯要件	通常	空き家活用
一般型	①減災・部分補強（防災ベッドまたはシェルターの設置など）	なし	80%・30万円	80%・30万円
	②寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策など） ③バリアフリー化（段差解消や手すり設置など） ④克雪化（雪止めや融雪設備設置など） ⑤県産木材使用（構造材、内装などに使用）		10%・12万円	20%・22万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 20%・17万円
移住・定住促進型	一般型の①	移住 新婚 子育て	80%・30万円	80%・30万円
	一般型の②～④		30%・30万円	40%・40万円 （※中古住宅診断未実施の場合） 40%・35万円

### 【用語の説明】

- 減災対策  
住宅内に防災ベッド、耐震シェルターの設置、または同等の居室補強工事
- 移住・定住促進型
  - ・県外からの移住世帯  
平成31年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯
  - ・新婚世帯  
婚姻した日から5年以内の世帯
  - ・子育て世帯  
平成18年4月2日以降に出生した方と同居する世帯（出産予定を含む）
- 空き家活用（減災対策工事を除く）  
空き家を購入しリフォームを行う工事

### 【申請者（施主）の要件】

- ・白鷹町内に住所を有するものであること（補助金交付申請時には本町に住所を有しないが、実績報告時までに本町に転入し、居住する者を含む）
- ・町税などの滞納がないこと ほか

### 【その他制度との併用】

- ・白鷹町商工会が実施する「町産材等木造建築推進事業」の併用ができます。  
（介護保険制度などとの併用は不可）



※イメージ

## □木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

- ▶募集件数 先着3件 （補強計画まで実施する場合）
- ▶診断料 10,000円 ▶作成料 15,000円



## □木造住宅耐震改修事業

木造住宅耐震診断士派遣事業の耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額（上限80万円）を補助します。

- ▶募集件数 先着2件